

# 六月定例議会13議案を可決

六月定例議会が会期一週間とし、十七日から二十三日まで開かれ、黒埼町農業共済事業運営協議会委員の委嘱など、上程された十三議案はいずれも原案どおり可決し、終了しました。

## ◎要旨は次の通りです

- 黒埼町(以下省略) 農業共済事業運営協議会委員の委嘱
- 同委員が任期満了のため議会の同意を求めるもので、次の人が委員に。(敬称略)
- 一号委員(議会の議員)
  - 熊木惣平(寺地)
  - 江端年一(黒島)
  - 大野仁平治(小平方)
  - 二号委員(加入農家代表)
    - 萩野誠平(板井)
    - 鳴海昇八(立仏)
    - 伊藤教也(山田)
    - 三号委員(学識経験者)
      - 山際清三郎(木場)
      - 佐藤房由(北場)
      - 野崎太平一(小平方)
- 農業共済事業損害評価委員会委員の委嘱
- 任期満了のため、議会の同意



- 国民健康保険税条例の一部改正
  - 地方税法の一部を改正する法律が公布され、町民税、法人税割の課税について税率改正の必要が生じたので、町税条例の一部を改正するもの。
  - 国民健康保険税条例の一部改正
    - 保険給付費の増加にもない
- 税条例の一部改正
  - 地方税法の一部を改正する法律が公布され、町民税、法人税割の課税について税率改正の必要が生じたので、町税条例の一部を改正するもの。
  - 国民健康保険税条例の一部改正
    - 保険給付費の増加にもない
- 国民健康保険税の課税方法について、一部改正の必要が生じたので、国民健康保険税条例の一部を改正するもの。
  - 災害弔慰金の支給及び、災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正
    - 災害弔慰金の額及び災害援護資金の限度額等を増額改正するもの。
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
    - し尿汲取り手数料を改訂し、十八リットル六十円を七十円に改訂。(七月一日適用)
  - 水道条例の一部を改正
    - 水道料金が値上げされ家事用の場合、基本料金八百円千五百五十円超過料金(一立方メートルにつき)八十円千五百円に改訂。
    - 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正
      - 第三条の一部「黒埼町の区域内」とあるのを「黒埼町の区域内(大字北場の一部を除く)に改正」。
      - 黒埼町地区内に新潟市上水道給水管等の営造物を設置することについての協議
        - 設置目的、新潟市水道事業の給水区域(流通センター)に編入する、大字北場の一部に給水するため。
      - 土地の取得
        - 廃棄物埋立用地として、小平方地区内の土地一七四一平方メートルを、一千三百六十六万七千八百三十四円、新潟市(新研基礎コンサルト)から買取りたいため議会の議決を求めるもの。

## 請願・陳情

### 六月定例議会に左記の請願・陳情がありました

- 陳情
  - 新潟高圧工業(株)北側(大字山田字堤付二〇九の一番地(共有地)分割登記実施の幹依頼の陳情
    - 継続審査
  - 福祉・教育などの補助金削減、一括改悪反対、軍事費など不要不急の経費を削って制度の改善を求める陳情。
    - 不採択
  - 昭和五十六年度米政府買入価格ならびに農業基本政策、米穀政策の確立に関する意見書の発議と採択の要請。
    - 採択
  - 広島、長崎の惨禍を再びくりか
- 請願
  - 郵便貯金制度の改正に反対する請願。
    - 採択
  - 諏訪町、諏訪神社脇の団地の道路拡幅、舗装及側溝の改善整備に関する請願。
    - 採択

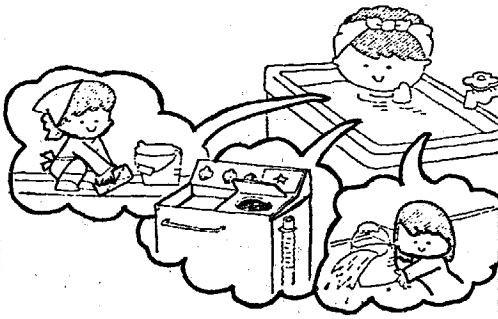
## し尿汲取り料 十八と七十円に

さる六月定例議会で、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部が改正され、し尿汲取り手数料が七月一日から十八リットルが従来六十円から七十円に改訂されました。諸物価が高騰する今日、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 7月1日から水道料金が上がりました

種別	用途別料金		記
	基本料金(1ヶ月につき)	超過料金(1立方メートルにつき)	
営業用	11000	11000	トーフ製造業、鮮果業、料理飲食業、クリーニング店、理美容院、その他これらに類する業で町長が指定したもの
	10000	6000	
家庭用	5000	1500	一般家庭用
	1000	1000	
その他	1000	1000	工場用等の臨時用水 官公庁、学校等前記区分に属さないもの
	1000	1000	
私設消火せん	1000	1000	

本紙二月十五日号で水道事業経営の実態をみなさまにお知らせ致しましたが、さる六月定例議会で別表のように水道料金の値上げが可決されました。値上げの理由は、昨年度の異状気象(冷夏)で大口需用者の使用量が著しく減少したこと、国の施策である省資源政策が国民生活に徐々に浸透してきたことなどで水の需用が急激に落ち込み、給水収入が大幅に減少したこと。また、支出の面で電力料金をはじめとする諸物価の上昇や公定歩合の変動による起債利息増加などの不良要因が重なりました。その結果、企業経営に全力を傾けたにもかかわらず、昭和五十六年度では約一千二百五十万円の赤字決算が予想され、このままでは三年後の昭和五十八年度の累積赤字は一億四千六百万円ほどになると推察されます。水道事業は独立採算制であり、水道料金以外には補助金などの収入が全くありません。企業経営に努力しておりますが、現状のままでは水道事業そのものに重大な支障をきたすことにもなりかねません。以上のことから、やむを得ず七月一日から料金を値上げすることになりました。値上げ率は、一般家庭では、基本料金で四三・八パーセント、超過料金で三七・五パーセントです。これにより、一ヶ月で約九十



リットル(約五分)の値段です。タバコ一箱(マイルドセブンが百八十円)のお金で一千六百二十リットル(九十斗)の水が買える計算になります。新しい水道料金は八月から徴収されることとなりますが、みなさまの格別なるご理解とご協力をお願いいたします。

